

第5回三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会 議事概要

議事（1）骨子案に対するパブリックコメントの結果について（事務局説明）

【議長】

パブリックコメント等、その中でも最終案に反映するもの、また一部反映するもののご説明をいただきました。何か、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

主なというか、大きな変更点というのは水源地域と特定水源地域の指定の際に森林審議会の意見を聞くということが入れられているということです。

あと、等という言葉が多すぎるという点については、等を付けることによって確かに条例の解釈は広がるのですが、入れておかないと逆に狭められる可能性もあってなかなか難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

（質疑無し）

それでは、また後で質問等出てきましたらその時に伺うということで。

【議長】

それでは続いて議題（2）骨子案に対する市町との意見交換会の結果について事務局の方からご説明をお願いします。

議事（2）骨子案に対する市町との意見交換会の結果について（事務局説明）

【議長】

ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

【委員】

一点だけ確認です。今回の条例は30日前の事前届出ですよね。で、事前届出をした後に、もし変更があった時には、その旨手続きを取ることになると思うのですが、事前届出の様式と、他に変更届の様式というものも作られるご予定はあるのですか。

【事務局】

30日前に届出を出していただいて、その後、契約を締結するまでに内容に変更があった時は、変更の届出様式によって変更の届出を行っていただくことになります。

【議長】

他に何かありませんか。市町との意見交換会ということで、市町の委員の方で特に何かありましたら。

【委員】

メガソーラーの太陽光発電の場合も届出が必要ということですが、太陽光発電を行う事業者が大手の場合もありますし、小規模の場合もありますが、全部届出を出すということによろしいですか。

【事務局】

資料2の3ページ、上から4つ目で、対応策として回答で書かせていただいているわけですが、太陽光発電を設置する場合でももちろん届出は必要なのですが、電気事業者が直接設置するような場合は除いて、その他の場合は届出していただくということを想定しています。つまり、大手の電力会社が直接設置する場合と、それ以外の事業者が設置する場合と二通りあると考えておりますが、その中でも大手の電力会社については、届出は不要だと考えております。

【委員】

大手というのは、中部電力、関西電力ということですか。

【事務局】

元々、適用除外の部分で考えていたのが電気事業者、いわゆる中部電力、関西電力の鉄塔の敷地の部分で、そういう部分に関して届出が要るか要らないかという場合に、そこはそれぞれが管理されているということで、購入であったり地上権が設定されたり、管理契約のようなものに基づいて管理されるということで考えていましたので、公共的なものを取り扱う電気事業者については不要という形で整理をさせていただいております。

【委員】

中部電力の下請けのトーエネックや関西電力の下請会社等が設置される場合はどうですか。

【事務局】

電力会社の100%子会社の場合もあると思いますが、今のところは必要であると整理させていただいています。

【議長】

国立大学法人等とか、そういうものを行う取引の場合は、免除するというか対象としない規定があって、そういうものの中に大手の電力会社も入っているということでしょうか。それ以外の、小さなというと語弊がありますがそういう所は対象になるというようなそういう考え方ですか。

【事務局】

大手という言い方は語弊がありまして、正確には電気事業法に定める電気事業者が行う铁塔等の工事に伴う森林売買等については適用除外となります。

【委員】

図面等についても添付させたほうがよいというところで、規則を作成する際の参考とさせていただきますと回答をいただいているわけですが、例えば、図面が公図で出てきた場合とか、森林計画図であればある程度の特定は出来るのですが、なかなか場所的な事が特定出来ないこともおきてくるという気がしますので、位置図的なものについて、出来たら添付いただくような形にさせていただくと分かりやすいのかなと思います。

【事務局】

今のところは図面等ということで、公図については考えておりませんが、検討させていただきますと思います。

【議長】

よろしいでしょうか。それでは続いて議題（3）検討委員会の最終とりまとめについて事務局の方からご説明をお願いします。

議事（3）検討委員会の最終とりまとめについて（答申案）（事務局説明）

【議長】

事務局の方から、前回の委員会で中間とりまとめをした骨子案、これを元にパブリックコメントや市町との意見交換で頂いた意見をふまえた修正点、そういうようなものを事務局サイドの方で具体的なものとして、まとめて頂いたものを資料3で要綱としてお示しいただいております。この要綱につきまして、何かご意見等ありましたらお願いします。

【委員】

資料3の2ページ、「国との連携」の部分がトーンダウンしたように思うんですが。国には、県もこれだけやっているのだから、法律としてやって下さいということは言い続けなければいけない気がしますが、このあたりどうでしょうか。

【事務局】

国に要請していく部分はもちろんあると思います。ですので、まず、このような条例を作って、どういう課題があって、というような事があると思いますので、そういうものをブラッシュアップしながら、国に対して要請をさせていただきたいとは考えております。トーンダウンということではありません。

【議長】

水源地域の保全に関して必要があると認めた時だけお願いするということは、意地悪な読み方をすれば継続して要請していくことに比べてトーンダウンしたようにも読めなくはないですが、ただ国に言わなければならない然るべき時にはきちんとするという解釈かと思います。

【事務局】

水源地域の保全に関して一般的に国に対して要望するということについては、県として必要な場合についてはこれまでもやってきていますし、今後もやっていきます。どちらかという、具体的に県内の水源地域の保全に対する、例えば施策であるとか、あと国有林もありますので、そういった所への森林整備の働きかけというようなことを、こういった形で示していくというような理解でいいのではないかと思っています。

【委員】

水源地域及び特定水源地域の指定のところで資料3の3ページ、11の(6)と(7)なのですが、水源地域に指定されることについて異議がある人の意見書が出てきた時は、意見を聴取するということですが、聴き取った後、異議がある場合それを聞き届けるということですか。

【事務局】

条例の手続きとしては、意見を聴取させて頂いて、その意見について森林審議会にも図らせていただいて最終的に県が判断するという手続きになると思います。基本的に届出なので規制ではないとは思いますが、事前届出をするということは、土地の所有者にとってご負担になるかもしれませんので、意見が出た時にはそういう手続きを経て水源地域等を指定することになります。

【委員】

土地所有者等に何か不満が出た時にはどこで反映されるのかということが前から気になっていて、この11の(7)の意見聴取でご意見を伺って、それらの意見については森林審議会でも検討されるということですね。

【委員】

同じところで利害関係人というのは、どのような方を想定されているのですか。

【事務局】

土地所有者等以外で何らかの権利を持っている方を想定しております。

【委員】

これから買う予定の方であるとか、あるいは環境団体とかが指定の範囲が狭いのではないかというような意見があった場合まで想定しているのでしょうか。

【事務局】

あまり広くという事ではなく、少なくとも何らかの権利をお持ちの方だと考えております。

【委員】

利害関係者が沢山おられた場合に公聴会等は考えておられますか。

【事務局】

意見書の提出ということで考えさせていただいております。

【議長】

指定の時の利害関係者というのは難しいですね。例えば、環境保護団体等とかまで入れると、それは大変なことになりますし。かといって将来買う予定がある方というのも難しいので、実際はかなりしぼられてくるのかなとは思いますが。

この辺りの利害関係者であるかどうかの判断はされるのか。大部分は土地所有者ということですか。

【事務局】

何らかの権利としては水利権等が想定されます。

【委員】

細かい文言の整合性の事です。資料3の3ページ、10のウの事前届出に関する部分で初めて、所有権等の「移転又は設定」という文言が出てきており、その次に4ページの12(1)で事前届出の具体的な事が書いてあるのですが、この部分のみ「設定」という文言が抜けていまして、その後、再び「移転又は設定」という言葉が何回か出てきますので、文言の整合性をとったほうがいいのではないかと思います。

【事務局】

資料3の3ページ、10のウの事前届出に関する部分で、「所有権の移転又は設定」については、以後「所有権等の移転等」というと定義していますので、これ以降に出てくる文言については「所有権の移転等」で統一させていただきます。

【議長】

それでは、そのあたりを見直して頂くということで、次ですけれども、資料4「水源地域の森林の保全の在り方に関する答申(案)」について先ほどの条例案

の要綱、新旧対照表をつけていただいたのですが、それを盛り込んだ形で検討委員会の答申にするということになっております。資料4の1ページのところが、これが知事からの諮問に対する具体的な答申の部分になります。

内容としては、現在の三重県の森林を取り巻く現状であるとか、他県の状況等をふまえて、最終的に条例の制定が適当であるとするものになっております。

また、第4回の検討委員会で皆様方から頂いた、条例制定後に制度が適切に効果を発揮できるような体制づくりであるとか、システム作りを進めて欲しいというような文言も加わっております。これが答申案ということになるわけですが、特にこの1ページの部分につきまして何かご意見、ご質問等ありましたら願います。

【委員】

たいしたことではないのですが、資料4の1ページの最後の語尾が「進められたい」で終わっており、それまでが「ですます調」であったのに急に厳しい言い方になっていますが何か理由はあるのでしょうか。

【事務局】

検討委員会として新たな条例を制定することが適当と認められますが、ただしこういうものをしなければいけないよということで何回も議論を頂いた部分です。このような書き方にさせていただきました。

【議長】

これは特にその形で表現しないといけないという事ではないのですね。

【事務局】

少し検討させていただきます。あと資料4の8ページのポンチ絵について、特定水源地域の指定の際にも森林審議会に意見は聴かせて頂くので、その辺り若干修正を加えさせていただきますと思います。

【議長】

このポンチ絵には書いてないのですが、指定もできるが解除も可能であるということで、特定水源地域あるいは水源地域の指定と同様に、解除もこの流れを準用して出来るということですね。

それでは、ほぼご意見等も出尽くしたようですので、検討委員会の最終とりまとめをしたいと思えます。

当委員会は、知事からの諮問により「水源地域の森林の保全の在り方に関する事項」について意見を求められています。

検討委員会としては、第2回の委員会で、森林売買の事前届出制度が必要ということ合意いたしました。その事前届出制度を含む条例の骨子案について、第3回、第4回と検討委員会で議論をいたしました。第4回で骨子案をまとめまして、それを元にパブリックコメントあるいは市町との意見交換会をふまえた修正をしていただいて、今日ご提案いただいた要綱案を元にして答申案をまとめていただいております。そういうような流れから、ここにあります資料4の答申案、これはこの委員会の総意に沿ったものであると考えられると思います。

つきましては、この資料4の答申案を検討委員会の最終とりまとめとしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】

異議無し。

【議長】

それでは、先ほど委員から出た文言等について、少し見直しというか確認いただくということと、あと最後の図のところの森林審議会が抜けている部分を入れていただくという修正点がありますが、この修正点の確認につきましては、事務局と私の方でさせて頂くと言うことでよろしいでしょうか。ではご一任いただくということでお願いします。

それでは、皆様のご賛同を得られたということで、一部修正がありますがこの答申案をもって検討委員会の最終とりまとめとさせていただきます。

なお、答申案に盛り込まれている条例（案）の要綱については、今後、事務局の方で法務セクションと県議会への議案の提出に向けた本格的な協議を行っていただくということですので、その際に、条例で用いられる文言ですとか、表現に若干修正される可能性があるということですが、それについてもお認めいただくということでよろしいでしょうか。

【委員】

異議無し。

【議長】

それではこれですべての議事を終了させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところを去年の夏から合計5回にわたりまして、色々な分野の方々からご参考となる意見、また活発な議論を頂きまして、なかなか有意義な答申案が出来たと思っております。本当にありがとうございました。

最後に、非常につたない進行でしたがご協力頂きましてありがとうございました。御礼申し上げます。それでは事務局の方から、今後のスケジュールについて連絡等ありましたらよろしく申し上げます。

【事務局】

委員の皆様、本当にありがとうございました。今後のスケジュールについてお話をさせていただきます。明日、2月18日の14時45分から、県庁3階のプレゼンテーションルームにおいて、委員会の答申を知事に行って頂く場というのを設定させていただきました。急な日程調整ということで、皆様に出席をいただけない状況でございますが、石川委員長、青木委員、谷委員にご出席頂くという形をお願いをしたいと思います。

本日の答申につきましては、3月の県議会環境生活農林水産常任委員会で説明をした後、条例案の提出につきましては、先ほども委員長の方からもお話があったとおり、法務セクションとの協議を経て、6月の県議会に提出を出来るように進めていきたいというふうに思っております。

また、答申の最後の部分で頂きました、条例制定後の制度が適切に効果を発揮できるような体制づくり、システム作りにつきましても準備を進めていきたいというふうに考えております。

条例が制定された際には、委員長を始め審議会の委員の皆様引き続き、水源地域の指定について審議を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

それでは閉会にあたりまして農林水産部次長からご挨拶を申し上げます。

【事務局】

石川委員長をはじめ委員の皆様、8ヶ月に及ぶ長期にわたりまして、また第1回から第4回まで月に1回程度のペースという事で、皆様お忙しい中、本当に熱心にご議論を頂きましてありがとうございました。

水の源を守るという、我々の生活、命に関わる重要なテーマであり、また、個人の財産権でありますとか、県民に一定の制約を課すという非常に難しい部分もあったかと思いますが、このような形でとりまとめて頂きましてありがとうございました。

先ほども申しあげましたように、条例の制定に向けてしっかりと、これから進めて参りますし、水源地域の森林を始めとする、森林保全の取組に対しても、一層進めていきたいと考えておりますので、引き続き、皆様方から色々な形でお力沿いを頂ければと思っております。本当にありがとうございました。